**第１章　計画策定にあたって**

**１　計画策定の趣旨**

(1)　計画策定に至る経緯

多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（平成18（2006）年）で定義されています。

総務省は、外国人を地域社会の構成員として位置づけ、多文化共生の地域づくりの推進が必要であるとし、平成18（2006）年３月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。このプランでは、地域における多文化共生の意義や地域における多文化共生施策の基本的な考え方が示され、各自治体が多文化共生の推進に関する指針や計画を策定する契機となりました。

本市においても、平成22（2010）年に「岐阜市多文化共生推進等基本計画」を、平成27（2015）年には「岐阜市多文化共生推進基本計画-たぶんかマスタープラン2015～2019-」を策定し、多文化共生社会の実現をめざしてきました。

そのような中、国は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の制定（平成29（2017）年11月施行）や、新たな在留資格「特定技能」が盛り込まれた出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正（平成31（2019）年４月施行）など、少子高齢化による人口減少を背景に、幅広い分野でその労働力の需要が高まっている外国人材について、受入れを拡大・促進する施策を打ち出しています。

法務省によると、平成30（2018）年12月末現在、日本に中長期に在留する外国人は240万9,677人、特別永住者数は32万1,416人で、これらを合わせた在留外国人数は273万1,093人となり、前年末に比べ約17万人(6.6％)増加し、過去最高となりました。

今後も日本で生活を営み、その基盤を築く外国人が増加し、日本社会がより一層、多文化共生社会へと進展することが予測されます。本市においても最初の計画策定から10年あまりが経過し、「岐阜市多文化共生推進基本計画-たぶんかマスタープラン2015～2019-」が最終年度であることを機に本市の多文化共生に係る現状や課題をあらためて確認し、今後5年間の方向性を「岐阜市多文化共生推進基本計画-たぶんかマスタープラン2020～2024-」として策定しました。

(2)　多文化共生推進に係る国の動向

わが国で、「多文化共生社会」という言葉が使われはじめたのは1990年前後からです。入管法の改正によりブラジル・ペルー等からの日系人が増加した平成２（1990）年以降の国における多文化共生推進に係る施策等の動向を概観します。

＜在留資格の創設＞

○平成２（1990）年、改正入管法の施行により、「定住者」の在留資格が創設され、これによって日系３世までに就労可能な地位が与えられました。

＜技能実習制度の創設＞

○平成５（1993）年、「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」(平成5年法務省告示第141号)により、在留資格「特定活動」の一類型として技能実習制度が創設されました。

＜阪神・淡路大震災を契機とした多文化共生の推進＞

○平成７（1995）年の阪神・淡路大震災における市民団体・ボランティア団体による被災外国人への支援を通して、多言語化や多文化共生の必要性が知られるようになりました。

＜多文化共生政策の必要性＞

○平成11（1999）年度には、法務省が第２次入国管理基本計画を策定し、その中で「外国人に対する社会の意識・関心が高まり、その数的増加と活動範囲の拡大に伴い、今後、我が国社会において日本人は外国人とどのように共存していくのかについて将来像を示すことが、出入国管理行政に求められるようになってきている」と明示しています。

＜地域における多文化共生推進プランの策定＞

○平成18（2006）年３月には、総務省が、各自治体における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定を促すため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。このプランでは、地域における多文化共生の意義や地域における多文化共生施策の基本的な考え方が示されており、市区町村の役割は、多文化共生の推進に関する指針・計画を作成した上で、外国人住民を直接支援する主体としての取組みを行うこととされています。

＜経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士受入れ＞

○平成20（2008）年には、経済連携協定（ＥＰＡ）に基づき、インドネシアからの看護師・介護福祉士候補者の受入れが開始され、翌平成21（2009）年にはフィリピン、平成26（2014）年にはベトナムへと拡大されました。

＜「技能実習」在留資格の付与＞

○平成22（2010）年７月には、改正入管法の施行により技能実習生は入国１年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなりました。

＜外国人住民に対する住民基本台帳制度の適用＞

○平成24（2012）年には、外国人登録制度が廃止されるとともに、新たな在留管理制度が導入されました。これに伴い、日本人と同様に外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となりました。

＜高度人材に対するポイント制による優遇制度＞

○平成24（2012）年、高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度が開始されました。

＜在留資格「高度専門職」の創設＞

○平成27（2015）年４月、改正入管法の施行により、高度外国人材に特化した在留資格（「高度専門職１号」「高度専門職２号」）が創設されました。「高度専門職２号」は在留期間が無期限となりました。

＜外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行＞

○平成29（2017）年11月、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（略称：技能実習法）が施行となりました。これにより技能実習の受け入れ期間を最長３年から５年に延長するほか、外国人を低賃金で酷使するなどの不正を防ぐため、受入れ団体や企業を監視する監督機関「外国人技能実習機構」が設置されることとなりました。さらに、この法律の施行にあわせ、入管法の一部が改正され、外国人技能実習制度の対象職種に「介護」が追加されました。

＜外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策＞

○平成30（2018）年12月、国は、外国人材の受入れ・共生のための取組を、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。

＜在留資格「特定技能」の創設＞

○平成31（2019）年４月、改正入管法の施行により、深刻な人手不足に対応するため、介護や外食業、宿泊など14の特定産業分野において一定の専門性・技能を有する外国人材を受入れるための在留資格「特定技能」が創設されました。なお、「特定技能２号」（令和元（2019）年10月現在、建設、造船・舶用工業の２分野）では、配偶者及び子に対し在留資格を付与することが可能です。

＜日本語教育の推進に関する法律の施行＞

○令和元（2019）年６月、外国人の労働者や留学生、児童・生徒らに対し、日本語教育を受ける機会を最大限に確保することを基本理念とし、日本語教育について国と地方自治体の責務を定めた「日本語教育の推進に関する法律」（略称：日本語教育推進法）が施行されました。

▶技能実習制度とは…

外国人技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ、国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としています。

具体的には、入管法に定める「技能実習」の在留資格により、日本に在留する外国人が報酬を伴う実習を行う制度です。企業等の実習実施機関が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受入れて技能実習を実施する企業単独型と、商工会等の営利を目的としない監理団体が技能実習生を受入れ、傘下の実習実施機関で技能実習を実施する団体監理型に大別することができます。いずれの型についても、入国後１年目の技能等を修得する活動と、2～３年目の修得した技能等に習熟するための活動とに分けられており、技能実習の１年目を「技能実習１号」、２～３年目を「技能実習２号」、４～５年目を「技能実習３号」としています。

▶特定技能とは…

平成31（2019）年4月、改正入管法の施行により、「特定技能」の在留資格が創設され、人手不足が深刻な14の特定産業分野（①介護②ビルクリーニング③素形材産業④産業機械製造業⑤電気・電子情報関連産業⑥建設⑦造船・舶用工業⑧自動車整備⑨航空⑩宿泊⑪農業⑫漁業⑬飲食料品製造業⑭外食業）において新たな外国人材の受入れが可能となりました。特定技能には「特定技能１号」と「特定技能２号」の２種類の在留資格があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 特定技能１号 | 特定技能２号 |
| 技能水準 | 相当程度の知識又は経験を必要とする技能 | 熟練した技能（建設業、造船・舶用工業の２分野のみ受け入れ可能） |
| 日本語能力 | ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力（試験等で確認） | 試験等での確認は不要 |
| 在留期間 | １年、６か月又は４か月ごとの更新、通算で上限５年まで | ３年、１年又は６か月ごとの更新、上限なし |
| 家族の帯同 | 基本的に不可 | 可能 |

**２　計画の位置づけ**

本計画は、本市の都市づくりの総合的な方針である「ぎふし未来地図」に掲げる本市の未来の姿「ひととまち、集い交わる活力と笑顔あふれる成長都市ぎふ」の実現に向けた政策「多様性を育む多文化共生と国際交流の推進」に資する計画で、2015年の国連サミットにおいて採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を標榜するＳＤＧｓ（=Sustainable Development Goals ※持続可能な開発目標）の目標達成につながるものです。

また、本市におけるその他の関連計画についても、施策や取組み等が日本人市民と同様に外国人市民にも対応できるように、この計画と連携して進めていきます。

**〇地域における多文化共生推進プラン**（総務省）

〇岐阜県多文化共生推進基本方針（岐阜県）

○外国人材の受け入れ・共生

のための総合的対応策

成果等の共有

**岐阜市多文化共生推進基本計画**

**-たぶんかマスタープラン2020～2024-**

【関連する主な計画など】

○第２期岐阜市まち・ひと・しごと創生総合戦略

○岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針

○岐阜市多言語案内表示ガイドライン

○岐阜市人権教育・啓発行動計画

○岐阜市協働のまちづくり推進計画

○岐阜市子ども・子育て支援事業計画　　等

連携

方針に沿って策定・改定

**ぎふし未来地図**

**３　計画の策定体制**

(1)　策定体制

①　策定機関

本計画は、多文化共生社会の実現を図ることを全庁的な課題として共有するために、市長を本部長、各部長を構成員として協働のまちづくりの推進を図る「岐阜市市民との協働推進本部」において策定しました。

策定にあたっては、関係各部課の担当職員で構成する「多文化共生推進リーダー会議」において、計画素案の確認を行うとともに、市民参画部次長を幹事長に各政策課長で組織する「岐阜市市民との協働推進本部幹事会」で検討を行いました。

②　諮問機関

外部有識者等からの意見を取り入れるため、「岐阜市住民自治推進審議会」に諮問を行い、推進すべき多文化共生計画として答申をいただきました。

(2)　市民意見の反映

①　外国人市民の意識調査

計画の策定にあたって、平成30（2018）年に岐阜大学教育学部との共同研究による「外国人市民の意識調査」を行い、外国人市民の現状把握に努めました。

②　市政モニター調査

日本人市民の多文化共生に関する意識を把握するため、市政モニター制度を活用し、意識調査を実施しました。

③　外国人市民会議

外国人市民の市政への参画を推進するために設置している岐阜市外国人市民会議において外国人市民から意見を聴取しました。

④　ワークショップ

岐阜聖徳学園大学、（公財）岐阜市国際交流協会が主催する多文化政策研究会において、計画素案に対するワークショップを開催し、市民からの意見聴取に努めました。

⑤　パブリックコメント

計画素案について、パブリックコメントを実施し、市民からの意見聴取に努めました。